

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 令和二年度准看護師試験の実施 【告示】		医療推進課		
○ 地域森林計画の案の縦覧		林政課		
○ 地域森林計画の変更案の縦覧		〃		
○ 第四十九回採石業務管理者試験の合格者 【選挙管理委員会】		河川課		
○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載）		選挙管理委員会		
○ 【公安委員会】 指定講習機関の指定の一部改正		運転免許課		
				目次
				担当課（室）

令和2年11月2日 岡山県公報 第12241号

◎岡山県告示第五百六十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、令和二年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和二年十一月二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 試験日時

令和三年二月十六日（火曜日）午後一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵团四番三一号）及び岡山県看護研修センター（岡山市北区兵团四番三九号）

三 受験願書の提出期間

令和二年十二月十一日（金曜日）から同月十八日（金曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による送付の場合は、令和二年十二月十八日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和三年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和三年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（令和三年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（令和三年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 5 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和三年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 6 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国

において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認めたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇―八五七〇）岡山県保健福祉部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による送付の場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時ににおいて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、令和三年三月二十九日（月曜日）午後五時十五分までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動を確認することができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身を写したものであつて、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又は養成所が受験願書を取りまとめて提出する者については当該学校又は養成所において、それ以外の者については岡山県保健福祉部医療推進課において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納入すること。なお、証紙には消印しないこと。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

令和2年11月2日 岡山県公報 第12241号

八 試験科目

- 1 人体の仕組みと働き
- 2 食生活と栄養
- 3 薬物と看護
- 4 疾病の成り立ち
- 5 感染と予防
- 6 看護と倫理
- 7 患者の心理
- 8 保健医療福祉の仕組み
- 9 看護と法律
- 10 基礎看護
- 11 成人看護
- 12 老年看護
- 13 母子看護
- 14 精神看護

九 試験方法

筆記試験（四肢択一式）

十 合格発表の日時及び場所

令和三年三月十六日（火曜日）午前九時

岡山県保健福祉部医療推進課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/34/>）及び同課前において発表する。

十一 合格証書の交付

試験の合格者には、合格証書を交付する。

十二 その他

- 1 郵送による受験願書の請求は、岡山県保健福祉部医療推進課を宛先とし、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。

- 2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和二年十二月十八日（金曜日）までに岡山県保健福祉部医療推進課へ申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

3 試験の詳細については、岡山県保健福祉部医療推進課（直通電話〇八六一二二六
―七三二三）へ問い合わせること。

〔四九三〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、令和三年四月一日以降十年間における高梁川下流森林計画区に係る地域森林計画を定めるため、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

令和二年十一月二日から同月二十五日まで

令和2年11月2日 岡山県公報 第12241号

〔四九四〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和二年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに係る市役所及び町村役場

二 縦覧期間

令和二年十一月二日から同月二十五日まで

令和 2 年 1 1 月 2 日 岡山県公報 第 1 2 2 4 1 号

〔四九五〕第四十九回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和二年十一月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

受験番号

五

六

八

◎岡山県選管告示第七十九号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年十一月一日から適用する。

令和二年十一月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

表病院の項中			
恩賜財団岡山済生会総合病院	五	恩賜財団岡山済生会総合病院	岡山市北区国体町二一二
		社会医療法人鴻仁会岡山中央奉還町病院	五 岡山市北区奉還町二一一 八一一九
		に改める。	
		を	

◎岡山県公安委員会告示第七十号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二日

表十三の項中

普通免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習	平成二年九月一日
大型二輪免許に係る初心運転者講習	平成九年一月二十七日
準中型免許に係る初心運転者講習	平成二十九年三月十二日

を

普通免許、普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習	平成二年九月一日
大型二輪免許に係る初心運転者講習	平成九年一月二十七日
準中型免許に係る初心運転者講習	平成二十九年三月十二日
取消処分者講習	令和二年十月二十八日

に改める。